

薩摩街道筑後国境石(乙隈境石)と 佐ノ古逆修一字一石・板碑を市指定 有形文化財に指定しました



建造後150年以上経過し、旧薩摩街道の歴史や景観を伝える貴重な建造物として指定(写真左)、写真右は筑紫野市側に立つ筑前国境石



9月22日、清武教育長へ答申書を手渡す壹岐裕志
小都市文化財保護審議会会長(写真右)

佐ノ古逆修一字一石・板碑



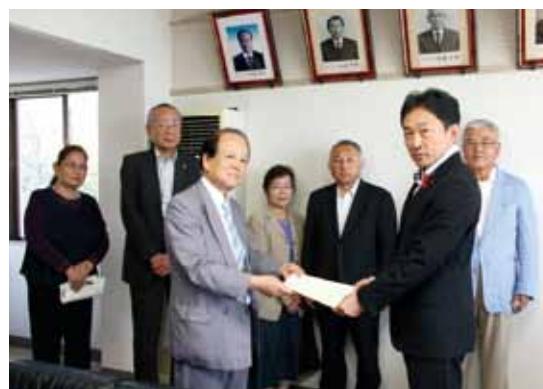
450年前に建立され、中世、室町時代の信仰や習俗を知ることができる貴重な歴史資料として指定

市教育委員会は10月21日、小郡市文化財保護審議会からの答申を受け、薩摩街道筑後国境石(乙隈境石)と佐ノ古逆修一字一石・板碑を市の有形文化財に指定しました。

両史跡は、地域の歴史をとどめる貴重な資料で、歴史的重要性があるとして指定されました。

清武教育長は「小郡の歴史を伝える両史跡を指定して守っていくとともに、今後も皆さんへ小郡の歴史を知らせていただきたい」と話しました。

問文化財課 ☎ 75-7555



市長に意見書を提出する政治倫理審査会

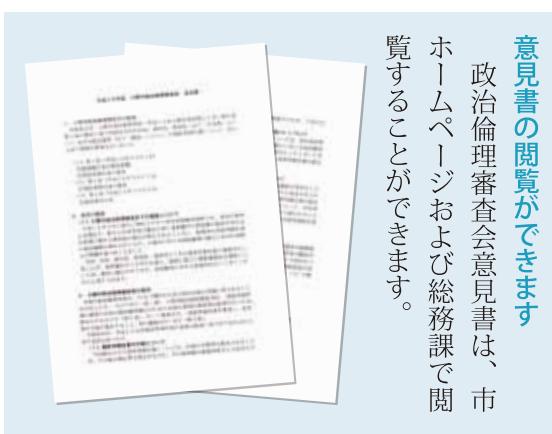
小郡市政治倫理審査会(藤井繁会長、ほか委員6人)は10月8日、小郡市政治倫理条例に基づく資産等報告書の審査を終え、平安市長に意見書を提出しました。

7月から10月にかけて3回開催された審査会では、審査対象である市長、副市長、教育長、市議会議員とその配偶者の資産等報告書の審査を行いました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置された審査の結果、資産等報告書の記載内容については、条例の規定に基づき、適正に報告されていることが確認されました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置された審査のほか、政治倫理確立のために必要な事項の調査などを行っています。

政治倫理審査会が意見書提出



意見書の閲覧ができます
政治倫理審査会意見書は、市ホームページおよび総務課で閲覧することができます。

問 総務課総務係
☎ 72-2111内線242
(本館2階)

木造住宅の耐震改修工事費用を補助します

市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和56年以前に建てられた木造住宅のうち、耐震診断で一定の評価がされた住宅の耐震改修工事費用を補助します。

対象

次の要件を全て満たす人

- ①市町村税を滞納していない人
- ②本補助金を受けていない人

対象住宅

市内にある木造住宅で、次の要件を全て満たすもの

- ①昭和56年3月31日以前に着工したもの

申請方法

工事の契約前に、都市計画課と事前協議をし、必要書類を提出し、申請

※予算の範囲内で補助を行うため、申請前にご相談ください。詳しく述べてお問い合わせください

補助金額

60万円を上限に、次のいずれか低い金額
①対象工事費の50%
②対象工事費の延べ床面積に、1m²あたり32,600円を乗じた額の50%

県耐震診断アドバイザーパ派遣制度

問 福岡県建築住宅センター
☎ 092-781-5169

県では、昭和56年以前に建てられた木造戸建住宅を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査を実施しています。費用は1件あたり3,000円です。

申問 都市計画課
建築指導係
☎ 72-2111内線353、354
(西別館2階)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

申請期限は平成27年1月5日まで

4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことによる影響を考慮して、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。申請書は、支給の可能性がある人へ送付しています。申請書を紛失した場合は、ご連絡ください。

※臨時福祉給付金は、市民税が課税から非課税に変わった人などには申請書が届いていない場合がありますので、お問い合わせください

支給額

1人につき10,000円

※一部の年金や手当などを受給している人には1人につき5,000円の加算あります

○子育て世帯臨時特例給付金

次の要件を全て満たす人
①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

※次のいずれかに該当する人は対象外
・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(扶養親族など)
・生活保護などの受給者

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※次のいずれかに当てはまる児童は対象外

・「臨時福祉給付金」の対象者
・生活保護などの受給者

支給額

対象児童1人につき10,000円

臨時福祉給付金
問 福祉課地域福祉係
☎ 72-2111内線445
子育て世帯臨時特例給付金
問 子育て支援課
児童家庭係
☎ 72-2111内線474

新型インフルエンザ等対策 行動計画への意見を募集します

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザおよび新感染症)は、発生した場合には大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。

市は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進や実施措置の基

本的な事項を示す市の行動計画を作成しました。

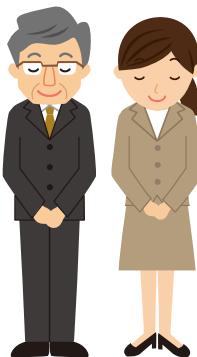
市民の皆さんのご意見を募集します。

募集期間
11月14日(金)～28日(金)

意見を提出できる人
市内に在住、在勤、在学の人

提出方法

窓口、ファックス、郵送またはメールのいずれかで提出
※用紙は、市ホームページまたは、
健康課に備え付けています



計画閲覧場所

- 健康課(あすてらす内)
平日の午前8時30分～午後5時
- 市ホームページ

都市計画案の縦覧を行います

対象の案

小都市都市計画干潟地区地区計画の決定(小都市決定)

期間 11月5日(水)～18日(火)

※土日除く

時間 午前8時30分～午後5時

意見書の提出
都市計画案に対して、意見のある人は、11月19日(水)～11月25日(火)までに意見書を提出することができます。

農地中間管理事業を活用ください

- 農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地を貸したい農家(出し手)から、地域の農業の担い手(受け手)へ、農地の貸付、貸出を行う事業です。
- 募集期間は、次のとおりです。
- 募集期間**
11月4日(火)～12月4日(木)
- 問 農業振興課農政係**
☎ 72-2111内線113
- 問 みい農業協同組合**
営農総合企画課
☎ 78-3035

縦覧場所
● 都市計画課計画係
☎ 72-2111内線352
(西別館2階)